

玄海3, 4号 特定重大事故等対処施設の概要について

2019年7月25日
九州電力株式会社

特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という）について

2013年7月に施行された新規制基準において、原子炉周辺建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉周辺建屋等との離隔距離をもった頑健な建屋を設け、その建屋の中に原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設を収納することが要求されているものであり、原子力発電所の安全への信頼性を更に向上させるためのバックアップ施設です。

原子力規制委員会への手続き状況

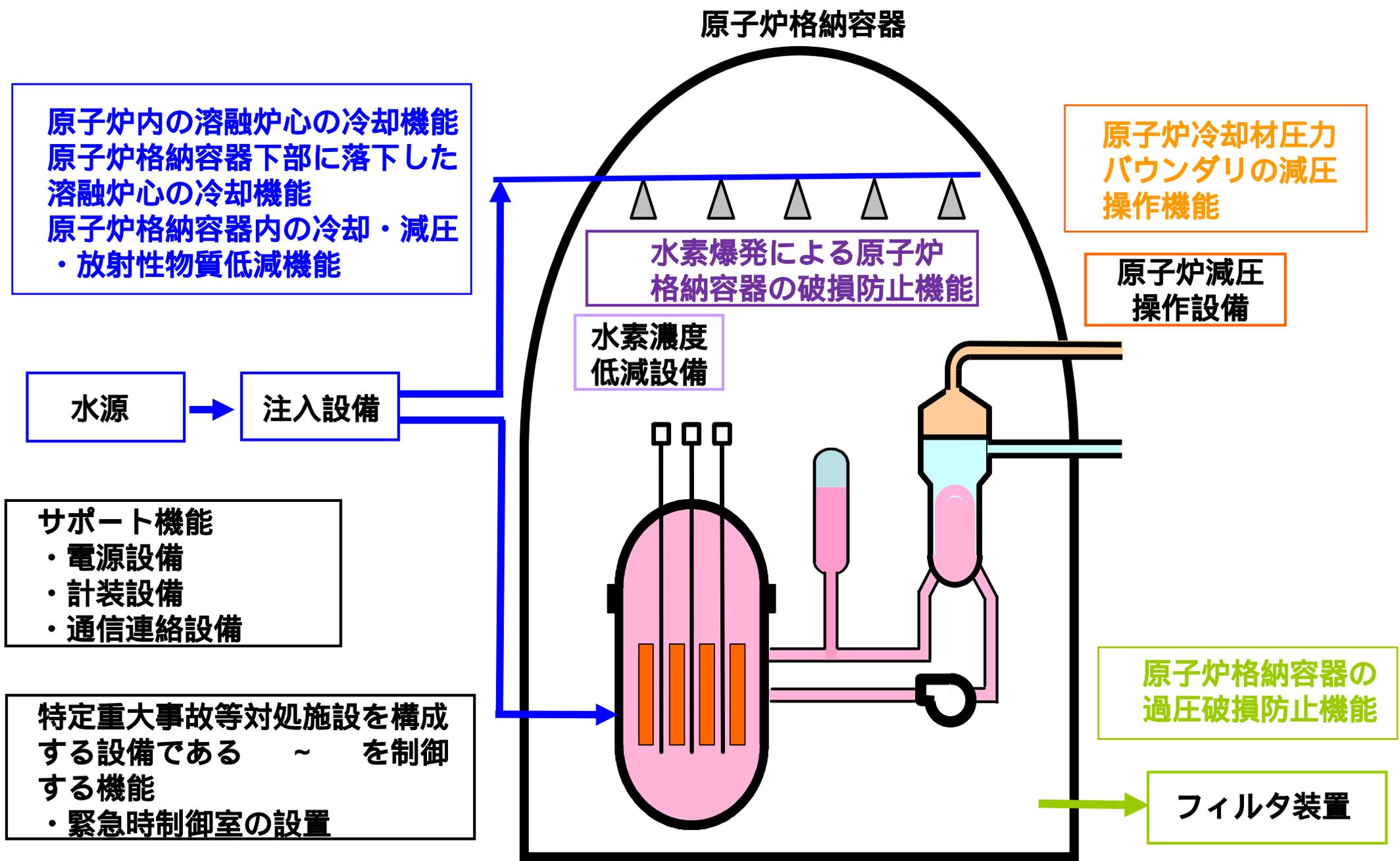
- ・ 玄海3, 4号機の特重施設に係る原子炉設置変更許可申請については、2017年12月20日に原子力規制委員会へ申請を行い、本年4月3日に許可を頂きました。
- ・ 詳細設計となる工事計画認可については、特重施設の設置工事を効率的に行うことを目的に「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割して申請することとし、本年5月に玄海3号機、6月に4号機の「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る申請書を原子力規制委員会へ提出しています。
- ・ 残りの工事計画認可申請についても、準備が整い次第、申請書を提出いたします。

特重施設の設置期限について

- ・特重施設については、「設置許可基準規則」において、本体施設等の工事計画認可から5年以内に設置することが要求されており、玄海3,4号機は、それぞれ2022年8月24日と同年9月13日が設置期限になっています。
- ・当社は、早期の完成を目指して、工事計画認可申請に係る審査及び認可後に実施する工事に、しっかりと取り組んでまいります。

特重施設については、テロ対策という性質上、セキュリティの観点から設備の名称、設置場所、強度、数等を公開できないため、可能な範囲で設備の概要を説明させていただきます。

特定重大事故等対処施設の全体概要



当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、地域をはじめ皆さまの安心、信頼が得られるよう、原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。